

令和2年度 第7回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年10月7日(水)午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第7回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和2年10月7日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
 - 2 会議録署名委員の指名
 - 3 教育長報告事項
 - 4 教育長閉議および閉会宣言
-

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（人事案件）について（教育総務課）
 - 2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（規則改正）について（教育総務課）
 - 3 勤務体制の変更について（社会教育課）
 - 4 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 令和2年度前期後援名義承認結果について（教育総務課）
 - イ スタディアシスト・サタデークラスの実施状況（8月）について（教育指導担当）
 - ウ 長期欠席児童・生徒の状況調査（6～8月）について（教育指導担当）
 - エ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）
-

| | | |
|------|---------|---------|
| 出席委員 | 教 育 長 | 岡 田 芳 典 |
| | 教育委員会委員 | 大 野 容 義 |
| | 教育委員会委員 | 稲 葉 恭 子 |
| | 教育委員会委員 | 榎 本 淳一郎 |
| | 教育委員会委員 | 百 合 陽 子 |

| | | |
|-------|-------------|---------|
| 出席説明員 | 教 育 部 長 | 浜 中 茂 |
| | 教育総務課長 | 布 田 信 好 |
| | 学 務 課 長 | 榎 戸 智 |
| | 指 導 室 長 | 手 塚 成 隆 |
| | 教育指導担当主幹 | 梶 井 ひとみ |
| | 学校給食センター所長 | 渡 部 亀四郎 |
| | 社 会 教 育 課 長 | 和 田 宏 |
| | 文 化 課 長 | 北 村 和 寛 |
| | 美 術 担 当 主 幹 | 田 島 奈都子 |

| | | |
|-----|-----------|---------|
| 書 記 | 教育総務課庶務係長 | 須 崎 満 |
| | 教育総務課庶務係 | 金 丸 智 洋 |

午後 1時30分 開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。

これより、令和2年度第7回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

【教育長（岡田）】 審議に先立ちまして、稲葉委員におかれましては、10月1日付けで教育委員会委員に就任・再任され、本日は2期目の最初の定例会となりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

【委員（稲葉）】 皆様こんにちは。1期4年、よちよち歩きでしたけれども、10月1日付けで2期目を任命していただきました。また一緒に青梅の教育のために頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長（岡田）】 引き続きよろしくお願いいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録の署名委員には、榎本委員を指名いたします。

【委員（榎本）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和2年7月3日開催の第4回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、また令和2年8月5日開催の第5回定例会および令和2年8月21日開催の第6回定例会の会議録につきましては、個別に送付させていただき、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議がないようでございますので、令和2年度第4回定例会、第5回定例会および第6回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項1につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

【委員（大野）】 学校は、遠慮して行っていないものですから、最近の状況はよくわかりませんので、また学校訪問を楽しみにしています。

せんだって郷土博物館に行きまして、「中世青梅の城館跡～静かに眠る柚保の城～」を見てきました。大変よかったです。1300年代から1500年代の初めぐらい、青梅にもこういうふうな城とか出城があったんだと、そういうつもりで見ながら、そのときの三田氏とか、師岡城のお侍さんがどんな格好をしていたのかなとか、どうやってあそこを歩いていたんだろうとか、または今井城の近くに友達がいるんですけど、そのあたりはどんな農民が生活していたのかなとか、いろいろな想像をめぐりました。大変わかりやすい展示だったと思います。

それから、吉川英治記念館のオープニングセレモニーにみんなで行ったわけですけど、この際だからもう一度吉川英治の作品を読んでみようと思ひまして、上杉謙信を読んでいます。吉川英治って、時代が違うんでしょうか、大変語彙が豊富で、理解できないような言葉がたくさんあるんですよ。私、アマゾンのキンドルで読んでいるんです、電子データで。大体タダですから。わからない言葉があると、長押ししますと辞書がパッと出て、意味が出てくるんです。どれもみんな、吉川英治が好き勝手につくった言葉じゃなくて、辞書にちゃんとあるんですよ。大変わかりやすい。そういうことで、改めてもう一度自分でも吉川英治にさらにふれていきたいなと思っています。

以上です。

【委員（稲葉）】 給食だよりが届いています。とっても楽しい給食だよりです。うれしかったのが、ブルーベリーゼリーが出ていたので、子どもたちにとって、この閉塞的な学校生活の中でちょっと楽しめるような地場産業のゼリーがあると、とてもいいなと思いました。

それから、20人ぐらいの知り合いの子どもたち、支援学級の子を含め、このコロナ禍で何か困ったことがないとか、心配事はないかというアンケートをとってみました。そうしますと、やっぱりマスクがとても大変だということ。それから友達と給食の時間に楽しく話し合っ食べられないとか、向かい合っているいろいろなことができないのはちょっとつらいとか、寂しいとかいうようなことがありました。

同時に、「別にない」という回答が意外と多かったんです。私たち大人としては、子どもたち制約が多いので困り事が多いのかなと思ったら、意外とこの6月から学校が始まって順応しているかなという感じをしたので、ちょっと安心しました。子どもたちは子どもたちなりに、自分のできる範囲で学校の先生のお話を聞き、自分でできることをちゃんと身をもって対応できる、その対応能力はすごいなというのが、そのアンケートの結果から、大人たちがちょっと学ばされたところなので、前を向いて生きる力というのはすごく子どもたちにはあるんだなというところでした。

それと同じように、ずっと子育てひろばのところで子育て支援センターはぐはぐとか、小学生の放課後の遊び場が全部閉鎖されています。一応乳幼児のところは予約制でオープンされてはいるんですけど、小学生が全然部屋の中で遊ぶ環境がないというところで、早くオープンすればいいのになというふうに思っていたんです。子ども家庭支援課とはぐはぐの支援センターと話し合っ、10月の末ぐらいから土日で小学生受け入れをしましょうかというところまで話が進んでいるみたいなので、それはよかったなと思うんですけど。やっぱり青梅市内の中で子育て、就学前の子どもたちの遊び場の設定というのは、まあまあ整ってはきているかなと思うんですけど、小中学生が放課後集える場所が本当にないなというのを実感しました。

その辺のところは、これから社会教育と学校教育、それから子育て支援のところで考えていけないところかなと思っています。先の長い話ですけど、できたら放課後の居場所というのを前向きに考えていけたらいいかなと思っています。

以上です。

【委員（榎本）】 私も特に活動的なものはないんですけど、大野先生と一緒に、「城館跡展」に行ってきたので、その話をしたいと思うんです。行ってアンケートにこたえと、このような御城印がもらえて、なかなかよかったです。

私も特に歴史的なものに興味があって城跡に行ったことはないんですけど、永山を走っているんで、辛垣城跡には行ったことがあります。今回、この展示でちょっと勉強させていただいたんですけど、そこはその後に石灰の採掘があった状況で、かなり形が変わっているというお話でした。行ってみるとすごく迫力があまして、心霊スポットといったらあれですけど、ちょっと夜は行けないなというような趣のあるところでもあります。

実際の城館跡展では展示室の方に長くいたんですが、若い親子連れが、たぶん城ということで興味があったと思うんですが、けっこう来ていらっしゃいました。なかなか内容が難しかったので、そのような方を対象にする展示もあつたらよかったのかなというふうに感じました。

以上です。

【委員（百合）】 私は、吉川英治記念館と美術館へ行ってきました。吉川英治記念館では私以外に何人か見学している方がいらっしゃったんですけど、家族で来られている方が、吉川英治を知らないけど来た。どこかの帰りに寄られたような感じのお話でした。展示のコーナーに家族4人でけっこう長い時間ご覧になっていて、お家に帰ったらこの本を買おうという会話が聞こえてきたので、来てもらってよかったなというふうに思いながら、私は帰りました。

美術館の方では、「モノクロームの詩」という企画展をやっていたんですけど、私は自分が子どものころに紙の版画しかやったことがなくて、銅板とか、木口木版というのは全然知らなかったんです。見たら、これが版画なのかと思うくらいすばらしい作品があつて、思わず絵はがきを買ってしまいました。家に帰って、技法をユーチューブで見たり、作家の方のほかの作品を探して見たりしたんですけども、本当にいい作品ばかりで、先週もう一度行って同じ作品を見て帰ってくるぐらい気に入ってしまったので、たくさんの方に来て見てもらいたいと思

いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございました。

私からですけれども、市役所ですと9月は決算議会对応ということで、元年度の事業についての決算審査が行われまして、先日議会は終わっております。

9月7日の吉川英治記念館のオープン、本当にありがとうございました。後ほど担当の方からこの1カ月間の入館者の状況なりについてお話があると思います。

また先ほど、榎本委員から御城印のことがありましたけれども、それについてインターネットで値段がついて売っていたということで、それだけ話題性があるのかなと思います。

小学校の御岳山の移動教室なんですが、最初が台風で延期になりましたが、9月28日の第三小学校から順次行っております。私の方でも来週以降、ちょうど別の件で御岳神社にありますが、その際に状況を見たり、また多摩川の奥多摩フィッシングセンターで釣りを体験している学校も幾つかありまして、先日、奥多摩漁協の会長さんのお宅に行きましたら、子どもたちが一生懸命やっているというふうなお話を聞きましたので、ぜひ一度釣っているところも見にいつてみたいなと思っております。また皆さんも、今後のスケジュールを後ほどお知らせしますので、時間があればご覧いただければと思っております。

また、今日の総合教育会議ですけれども、ありがとうございました。特にGIGAスクール構想、これからタブレットを1人1台貸与、それには今後とも経費また人的なスタッフの確保とか大きな課題について、今日は本当に皆様のお話で、市長、副市長、企画部長などにも必要性が十分お伝えできたかなと思っております。ありがとうございました。

それから、先日、学校だよりを読んでいまして、これはそういうことかというのが一つあったんです。今年は子どもたちがまっすぐに並ぶことがなかなかできない、周囲の状況を判断して行動することが難しい、というのがありまして、クラスの人数大勢で集まる経験やグループで力をあわせて競う経験、他学年から受ける経験が極端に少ないことが要因ではないかと分析されておりました。子どもたちの社会性の発達への影響というのは、人と人が交わり合う学校での集団生活の重要性というのが、やはりここでも大事だなということを認識したところでございます。

以上でございます。

2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告(規則改正)について (教育総務課)

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項2、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告(規則改正)について、を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、報告資料2をご覧ください。青梅市教育委員会事務委任

規則第3条にもとづく専決処分（規則改正）の報告について、ご説明いたします。

内容は青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則になります。

本来であれば、規則などの改正につきましては、協議事項としてお諮りし、ご承認いただいた後、議案として議決をいただいているものでございます。今回報告事項となってしまった理由でございますが、吉川英治記念館のオープンに伴いまして、前回8月21日の教育委員会定例会終了後に本規則を改正しなくてはならないことが発覚いたしました。吉川英治記念館は、内覧会も含めて9月5日から稼動することから、本規則も9月5日にあわせて執行しなければなりません、本日の教育委員会での可決を持つ時間がなかったところでございます。

そこで、報告資料2の最後のページ、参考をご覧ください。

本会にもございます青梅市教育委員会事務委任規則を適用することになります。この事務委任規則では、第1条の（1）から（13）は、教育長にその権限を委任できないものとなっております、教育委員会に諮って承認・可決・合意等が必要となります。

第1条の（2）に「教育委員会規則等の制定・改廃に関すること」とありますことから、今回の規則改正も教育長の権限を委任できないものでございます。

しかしながら、今回のように教育委員会の可決を待たずに執行しなければならない規則改正が発生した場合などにつきましては、その下の網かけの第2条をご覧ください。ここに、「教育長は、前条各号に掲げる事項について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがないとき～（略）～は、臨時に代理することができる」と記載されております。今回、この条項を適用いたしました。

さらに、その下の第3条には、「教育長は、次に掲げる事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない」とあります。この次に掲げる事項とは、第3条（1）は「教育長に委任した事項で重要なもの」と、（2）の「前条の規定により教育長が臨時に代理した事項に関すること」とあります。

今回は、規則改正についてすでに教育長が臨時で代理執行したものを、専決処分として定例会に報告するということになります。このことから、今回は協議事項ではなく専決処分の報告としてご説明申し上げるところでございます。

次に、改正の内容についてご説明いたします。資料の2ページ目をご覧ください。

青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則要綱でございます。

改正の理由ですが、青梅市吉川英治記念館の開館に伴い、防犯カメラを設置する施設を追加しようとするものでございます。この規則は、教育委員会が所管する施設に設置してある防犯カメラの管理・運用について規定されているものでありますが、この規則の最後の別表が施設・所在地・管理責任者の一覧となっております。防犯カメラの管理・運用方法につきましては、他の施設と同様であるため、本規則の改正は必要ありませんが、防犯カメラを設置する施設に

青梅市吉川英治記念館を追加しようとするものでございます。

施行期日は、青梅市吉川英治記念館条例の施行の日となります。青梅市吉川英治記念館条例の施行の日は9月5日ではありますが、この規則の改正については記念館条例の施行にあわせて効力が発生することから、このような表記となっております。

1枚おめくりいただきまして、A4横の新旧対照表をご覧ください。こちらは防犯カメラを設置してある施設の一覧であり、郷土博物館と中央図書館の間に吉川英治記念館を追加することとなります。

本来であれば、8月21日の定例会に本案を提出すべきでありましたが、改正の必要性に気づいたのがその後でしたので、このような形になってしまいました。今後はこのようなことがないように気をつけてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 3点あります。

防犯カメラは、美術館はここに書いてないような気がするんですけど、美術館には防犯カメラはないんですかというのが1点。

もう1点は、吉川英治記念館に設置する防犯カメラは何台ぐらいなのか。

それから、通学路の防犯カメラはたしかメモリーに録画していて、ある時期がたつと消えていって、必要なときに取り出すと。よくテレビなんかで見るのは、画面で直接見えるのがありますよね。どういう種類のものなんでしょうか。それについて教えてください。

【教育長（岡田）】 美術館の件、何台か、それから通学路のカメラとの違い、3点お願いします。

【文化課長（北村）】 まずご質問いただきました、美術館の項目がないことにつきましては、別表の中で省略をしております。

次に、記念館のカメラの台数ですが、今回設置したのは、記念館展示室3カ所に各1基ずつ、母屋3カ所に各2基ずつ、長屋門2カ所に各1基ずつ、合計8カ所の11基になります。また、カメラのモニター等については、事務室と長屋門にある受付に設置しておりまして、ある程度の時期がきますと、そのデータは消滅します。

【教育長（岡田）】 今の消去の日数は手元にないですね、1週間とか3日とか。一定の時期がくれば消えていくと。

【委員（大野）】 いずれにしても、今の時点の防犯カメラに映っているのはみんなモニターで見られるんですね。

【教育長（岡田）】 受付で全体が見られます、スイッチで全部。ですから、通学路の防犯カメラとは異なります。

ほかにかがでしょうか。

【委員（榎本）】 専決事項に関しては承知しました。

防犯カメラなんですけど、たぶんずっと見ているわけにもいかないと思うんです。例えばセコムとかそういうところだと、防犯カメラもセットで、来てくれたりするサービスもあるんですけど、そういうふうなことを考えたことはないんですか。

【文化課長（北村）】 今回の防犯カメラについては、開館中は職員が監視をしていますし、閉館している最中は警備会社の方で管理をしております。

【教育長（岡田）】 それは、博物館、美術館も同様ですよ。

【文化課長（北村）】 同様です。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま教育長が臨時に代理した専決処分の報告をいたしました。

お諮りいたします。青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（規則改正）について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（規則改正）について、は承認されました。

3 勤務体制の変更について(社会教育課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項3、勤務体制の変更について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、職員勤務体制の弾力的運用につきまして、ご説明いたします。

社会教育課業務におきましては、平日夜間の会議や休日において各種イベント等への対応など不規則な勤務を要する要素を含んでおりますことから、職員の健康管理を考慮するとともに、効率的な事務運営を図るため、次のとおり社会教育課の職員の勤務体制を弾力的に取り扱うことといたしました。

まず1番目としまして、平日夜間の会議等の対応につきましては、原則といたしまして、予め夜間の開催が決定されている定期的な会議等への対応につきましては、(1)基本勤務時間の運用としまして、①午前11時から午後8時15分、②午後1時から午後9時45分を基本時間として運用いたします。また、(2)基本勤務時間外の対応は、時間外勤務扱いといたします。

2としまして、休日における各種イベントの対応といたしまして、代休を原則といたしまして、業務対応時間を勤務時間にあてることといたしております。

また3としまして、運用開始日を令和2年10月1日として、運用を開始しているところでございます。

説明は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

始まったばかりですけど、実際に勤務変更された職員ってもう出ているんですか。まだこれからですか。

【社会教育課長（和田）】 13日に初めて出ます。

【委員（大野）】 基本勤務時間の運用例を見ますと、①の時間ってずいぶん長いような気がするんですけど。

【社会教育課長（和田）】 この時間の間には1時間30分の休憩時間が含まれております。6時間以上勤務の場合は、1時間半の休憩をとることになっております。

【教育長（岡田）】 出勤時間が2時間違うけど、帰宅時間が1時間30分だから、その30分のずれはどうか、そこを説明していただけますか。

【社会教育課長（和田）】 その件につきましてはちょっと調べ切れておりませんので、後日説明させていただきます。

【教育長（岡田）】 次回また、具体的なものはお知らせした方がいいと思います。ほかにはよろしいでしょうか。

4 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

イ 青梅市図書館運営協議会会議録(社会教育課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和2年度前期後援名義承認結果について(教育総務課)

イ スタディアシスト・サタデークラスの実施時期(8月)について(教育指導担当)

ウ 長期欠席児童・生徒の状況調査(6～8月)について(教育指導担当)

エ 生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 1点よろしいですか。

何年前かにふれたことがあるんですけど、昔、都立青梅図書館のときに、僕ら子どものころですけど、「むらさき号」という、自動車で図書館の本を青梅各所に持って行って、吹上でいいますと吹上の宗泉寺に分館みたいにして置けるようになっていて、そこに選んで置いていったりしたんです。あれで、私個人的には、田舎の子どもでも本を読む機会があったかなと思うんですよ。ここで図書館運営協議会の会議録の中に、久保七郎さんのお話が出ていて、「むらさき号」のこともちょっと載っていたんですけど、懐かしいなと思って読みながら、この発想って

今でも活かさないのかなという気が少しあるんです。つまり、移動図書館みたいにしていって、学校には学校の図書館があるけれども、でも選りすぐりの本を持っていって、校庭の片隅に車を置いて、放課後に好きな本を借りさせるとか、いろいろなやり方があると思うんです。自分自身が子ども時代に大変使わせてもらって楽しくて本好きになったので、今の子どもたちにもそういうこともまた考えていってもいいのかなというふうに考えました。ぜひやってくれという話じゃないんですけども、ゆくゆく検討してみる価値があると思いました。

【教育長（岡田）】 歴史的な経過とかわかりますか。

【社会教育課長（和田）】 確かに久保七郎という方がリヤカーを引いて回って本を貸し出していたということです。現在は、各市民センターに図書館があります。そういったところで各地域については図書の貸出をしているというところで、現状としては運営しているところではないです。

また、移動図書館については、確かに市によっては昭島市のように車を使ってやられているところもございますが、今のところ、図書館推進計画にもそういった移動図書館については特に検討している項目としては載っておりませんので、今後どうしていくかという点については、推進計画を立てるときにも、こういう話がありましたということで進めてまいりたいと思います。

【教育長（岡田）】 教育部長、何か記憶ありますか。

【教育部長（浜中）】 まさに私が子どものころ、移動図書館が私の家のある三田地区にもやってまいりました。そのころ、三田地区には、有線放送という放送システムが健在でして、その有線放送が本日何時ごろ、どこそこに移動図書館「むらさき号」がまいります、皆さんご利用くださいと。そういう時代に私は生きてまいりましたので、非常に身近な存在として移動図書館「むらさき号」の恩恵にあずかっていたわけでございます。今は、先ほど課長が申し上げたとおり、各市民センターに図書館があって、地域の方の図書の貸出、ご利用の拠点として機能しているわけですが、実際、昭島のような例があって、小まめにいろいろなところに入り込んで図書館の貸出サービスをやっているという実態もよく研究しながら、青梅の山あり谷ありの地域性の中で活用の道があるのか、そこら辺のところはよく検討してみたいというふうに思います。

【教育長（岡田）】 以前はそういうことで、出張所に「むらさき号」で行ってございましたけれども、昭和40年代から50年代にかけて11の市民センターができて、そこに併設して付属の図書館ということで一定の最寄りのところということになったと思うんです。また、河辺に新しい中央図書館ができた後に、東青梅と河辺の分館は子育て施設になりましたし、将来青梅の図書館が駅前に移動した場合には、近隣の分館の扱いも変わってきますので、時代背景によっては、移動図書館がいいのか、あるいは発注すれば、ウーバーイーツではないですけども家に本が届くとか、さまざまな手法が考えられてくるのではないかなと思うところです。でも、そういうお話があったということは、承知しておいていただきたいと思います。

ほかに諸報告の中でご意見ございますか。

【委員（百合）】 成人式のことについてなんですが、かなりコンパクトに行われるようなことが書いてあるんですけども、成人だけではなくて後ろに保護者が来て式を見ているということが去年あったんですが、そういうことはもうなくなってしまうんでしょうか。保護者は入れませんか。

【社会教育課長（和田）】 成人式当日におきましての保護者の席というのは、昨年度まではありました。新型コロナの影響で、今回なぜ2回分けたかと申しますと、いわゆる3密を避けるというところで、できるだけ1回の参加人数を少なくするという趣旨でございます。ただ、現在まだ内容を検討中のところでして、委員さんの意見としてこういった意見がございましたということで、そのお話を踏まえて検討してまいりたいと思います。

【教育長（岡田）】 検討ということは、例えば1人の成人に対して1人まで入れることを許可するか、あるいは1人も入れないか、社会教育委員会議で今検討中ということで。いつごろまとめられる予定ですか。

【社会教育課長（和田）】 まず、11月に各成人の方に対しての周知を広報おうめ等で行います。最終的には12月1日に広報おうめまたは市ホームページで周知いたします。そのころまでには検討して、社会教育委員会議を通じまして決定してまいりたいというふうに考えております。

【教育長（岡田）】 そういうことでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

【委員（稲葉）】 午前中の総合教育会議を受けてですけども、せっかくですので、サタデースクールで実験的にタブレットを使って学習できることはないかなと思ったんです。やっぱり学校だけのGIGAスクールの進め方もそうですし、子どもたち4年生とか高学年だと、本当に使う回数をたくさんすると、すぐ覚えちゃうんですね。保護者の力を借りずにサッとできちゃうので、実験的にそこへ入れていく。そうすると、自分の一番苦手なところがそれこそパッとダイレクトに出てきて、そこで学習をこなせて、すぐに解答も出てきて、改善点もわかるというので、実験的にはそういうところでやっていただけるといいのかなと思うんです。やっぱりその辺、Wi-Fiの環境とかいろいろあるので、外へ持ち出す第一歩かなと思うんです。

それから、各放課後子ども教室で子どもたちは学習していますので、そこは学校で開催したりしているじゃないですか。そこへもタブレット端末持ってきて、そこで宿題をこなしていく、自分の不得意なところをやっていく。そうすると、わざわざ教材を準備したりという支援員さんたちのひと手間を省いて、より内容の濃いものがタブレットからどんどん出てくるので、少しずつ持ち出して使うのにはいい場所かなと。指導員さんもいらっしゃいますので、安全でいいのかなとったりしました。ちょっと思ったことです。

【指導室長（手塚）】 ご意見ありがとうございます。本年度、まず実験的にやっているところですけども、サタデースクールではないんですが、スタディアシストの事業の方で今年は夏

季講習と冬季講習を対面式の授業にして、そのほかの平日開催については、今学校にあるタブレット端末を使って、配信型のものをやったりします。ただ、これは学校で子どもたちが授業を受けられるようにして、一律に市内の中学校に配信ということをまずやってみました。今後につきましては、サタデースクールも含めて、いわゆるWi-Fi環境をきちんと整えるという前提のもとにさまざまなことにチャレンジをしていって、成果を見て、可能であればそういう方向性をどんどん探っていかなければいけないだろうと思っておるところです。

【教育長（岡田）】 スタンドアローンだったら、中にデータが入っていれば読み書きはできますよね。足し算とか漢字とか。きっと子どももそういうものに興味を示しているいろいろやるかもしれない。また、その事業所さんとも相談しながら、来年度に向けて検討をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

【委員（榎本）】 サタデークラスとスタディアシストなんですけど、コロナ禍というのにもかわらずかなり出席率がいいというところで、対策をしっかりとやられている結果なのかなというふうに見ました。

それから、長期の欠席の調査の表ですけれども、前よりもわかりやすくなったような気がします。例えば30日以上欠席というのがあるんですけれども、これは累計ですね。そうすると、30日以上欠席の生徒に関してはずっとそこに数的に入るような感じがするんですが、例えばこれを2カ月とか3カ月というふうにやると、改善具合がわかるかなというふうに思うんですね。最近の2カ月は来ているとか、そういうふうになると思うので、そちらの方がわかりやすいのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

【指導室長（手塚）】 まず、サタデースクール、スタディアシストともに、今までの成果もあったんですが、かなり大胆というわけではないんですけれども、ポイントを絞りました。そうすることによって変わってきたのかなというふうに思います。

まずサタデースクールですけれども、小学校は算数、中学校は英語と数学という形に絞ってみました。時間の方も、小学校については1時間、中学校については2時間という形で少し短時間にして集中できるように工夫してみたのが現状です。

続いて、スタディアシストの方ですけれども、こちらはあくまでも中学校の塾に行かれない子どもたちへ受験対策をするという大前提を置きましたので、数学と英語という受験教科に特化をして進めるようにしました。なおかつ、冬季講習と夏季講習を実際にやるようにして、その間については、学校開催と書いてありますけれども、こちらの方をオンラインでやっていくというふうな工夫をすることによって、子どもたちのニーズに合ってきたのかなという感じがしているところです。少しずつこれも来年度に向けて改善していきたいと思っています。

続いて、長欠の方ですけれども、いろいろご意見をいただいたということもあって、新たに表を変えてきているところです。それでもなかなか見方が難しいところがあるんですが、例えば第二中学校を見ていただきますと、6月は全欠席が3人、7月は全欠席が2人、8月は全欠

席が2人というのはどういうことかと申しますと、6月にいた3名のうち1名は7月には全欠席ではなくて登校し始めたということがここでわかるわけです。8月はまだ全欠席2名なので、6月、7月、8月を通して3カ月間来ていない子は2名だという形です。8月は4月から8月までの合計の累計で、30日以上欠席という形で示させていただきました。

このような形で書いて、なおかつ各学校の出席率を出してみました。こういうふうに出現率を出すということは、数値に着目し過ぎてしまう傾向があるので、これについては改善をしていかなければいけないかと思えますけれども、先ほど榎本委員からご意見があったことをもとに、どのように復活をしているのかということも見える復活率みたいなものを、1枚の紙になるべくわかるように、我々もまたチャレンジしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【教育長（岡田）】 ほかによろしいですか。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告(人事案件)について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（人事案件）について、を議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます、よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

〔非公開〕

〔公開〕

【教育長（岡田）】 ここから会議を公開といたします。

【教育長（岡田）】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かございますか。

【教育総務課長（布田）】 前回の定例会において稲葉委員からご質問がございました「青梅市

全体予算における教育費の割合」「児童・生徒1人あたりの教育費」「教育費における西多摩地区内での青梅市の順位」などについて、机上に配付してあります資料にもとづきまして、ご説明いたします。

また引き続きまして、青梅市学校施設個別計画のパブリック・コメントの実施についても説明させていただきます。

初めに、資料にもとづきまして説明いたします。

本資料は、東京都教育委員会がとりまとめた平成31年度地方教育費調査報告書から抜粋し、順位情報を追加したものになります。記載されている金額は、平成30年度決算額ベースとなりますので、ご承知おきください。

統計調査における集計の都合上、青梅市における決算額と多少相違することがございますので、ご留意ください。

まず1ページをご覧ください。こちらは西多摩地区の教育費総額とその財源内訳および行政費総額が記載してございます。右から5列目、A教育費総額が平成30年度の教育費決算額となります。この教育費総額には、学校関係の経費のほか社会教育に関する経費、また博物館、美術館に関する経費を合わせた額となります。右から4列目、B教育費総額が、平成30年度の一般会計決算額となります。このAとBから算出した行政費総額における教育費総額の割合が、右から3列目の比率になります。青梅市は網かけ部分となっておりまして、教育費総額の割合は11.1%であり、西多摩地区の順位は3番目となります。

次に、西多摩地区の児童・生徒1人当たりの教育費についてでございます。裏面の2ページをご覧ください。

こちらは小中学校の児童・生徒1人当たりの教育費が記載してございます。各学校の経費は、主に消費的支出、資本的支出、債務償還費に分けられております。消費的支出とは主に教職員の給与、教育活動に要した経費および学校の維持管理の経費となります。資本的支出とは主に学校の工事、設備投資に関する経費となります。債務償還費は主に借り入れた地方債の返済金になります。青梅市は網かけの部分となりまして、小学校では1人当たり25万4,007円で西多摩地区内で5番目となります。中学校では1人当たり30万6,752円で西多摩地区内で7番目となります。

なお参考までに、2枚目の3ページ、4ページに26市における一覧をつけてございますので、後ほどお目通しをお願いできればと思います。

続きまして、青梅市学校施設個別計画パブリック・コメントの実施について説明いたします。資料はございませんが、口頭で説明させていただきたいと思っております。

教育委員会の皆様にご協議していただきました青梅市学校施設個別計画につきましては、9月議会の福祉文教委員会にて報告させていただきました。ここでこの個別計画（案）について市民等の意見募集でパブリック・コメントを実施いたします。

周知方法につきましては、10月15日号の広報とホームページで公表いたします。

募集期間につきましては10月15日から30日までとし、計画書の閲覧場所はホームページ、教育総務課窓口、行政情報コーナー、また各市民センターといたします。

募集対象につきましては、市内在住の方、または市内に在勤・在学の方でありまして、意見の提出方法につきましてはホームページからのダウンロード、または意見用紙により教育総務課に提出していただきます。いただいた意見に対しましては、後日、市の考えを付しまして、ホームページで公表いたします。

説明は以上でございます

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 教育費について調べていただきまして、ありがとうございました。2ページ目ですけれども、やっぱり西多摩地区の中では低い方なんだというのがわかって、少ない財源の中でどれだけ子どもたちにいろいろなことができるのかということころは、教育委員会の知恵の出どころだなと思っていますので、今回、タブレット端末という大きな支出もあるので、その辺のところも加味しながら進めていければいいのかなと思っています。ありがとうございました。

【教育長（岡田）】 感想ですけど、これはあくまで教育費の数字なので、市によって学校以外のもの、またその年度に大きな投資事業があったりするとデコボコが生じるので、そういった要素を分析していかないと、真の姿は見えないと思います。ただ、傾向は傾向としてわかりますので。ですから1年だけではなくて過去3年、5年と続けていけば、傾向がはっきりと出てくると思います。

【委員（稲葉）】 子どもの人数もあると思うので、一概には言えないと思いますけれど。

【教育長（岡田）】 特に福生ですと、横田基地の関係で3分の1の国庫補助が入りますので、ちょっと青梅と同質に考えられないところはありますね。

ほかにはよろしいでしょうか。

【教育長（岡田）】 次に、指導室長お願いします。

【指導室長（手塚）】 前回の定例会におきまして、榎本委員の方から、「英語のデジタル教科書の支出」ということと、「小中一貫教育の考え方が国から示されているのか」という質問がありましたので、ご説明いたします。

まず、本市における英語のデジタル教科書の使用状況ですけれども、本年度、小学校の方では教科書を使うようになりましたので、12校は使っているという実態です。中学校においては3校という形になっています。GIGAスクール構想は進んでいるんですけども、そもそもデジタル教科書もまだまだ導入されていないというので、まだまだ使いづらい現状があるというふうにとらえています。この辺についても各学校に働きかけをしていかないといけないところだというふう認識しております。

続いて、小中一貫教育のことについてですけれども、そもそも平成18年度の教育基本法の改正にもとづきまして、今までは小学校は小学校、中学校は中学校というような文化があったところ、義務教育を一貫して9年間で子どもたちを見ていこうという、立ち返って考え出すという形がありました。ちょうどこのころに、小1問題とか中1ギャップというような、いわゆる小学校から中学校に上がる段階で不登校になってしまう子どもたちの言葉が出始めたのも、このころです。本市におきましては、2年間のさまざまな準備期間を経て、平成22年度から小中一貫教育の方も進めているということでございます。

また、平成27年に法改正がありまして、義務教育学校を設置してもかまわないというものがありません。義務教育学校というのは、小学校の6年間プラス中学校の3年間を合わせて、1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生、7年生、8年生、9年生というふうなものです。特に品川区のように、施設一体型のものを進めているところがあります。

このような形で、法改正にもとづいて小中一貫教育が進められているという現状であって、国からこれでやりなさいという形ではなくて、それぞれの自治体に、実態に即して進められるようにという形で、青梅の方ではどちらかというと連携を強化していくような形で、中学校区を基盤として今推進しているところでございます。

以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（榎本）】 ありがとうございます。それで、デジタル教科書の経費というのは補助が出るということですか。

【指導室長（手塚）】 現在は学校の予算を使って買っているというところがありましたので、いっせいのせいでいくということも考えていかなければいけないだろうと思っています。ただ、本市において課題の一つであるのが、デジタル教科書を使っても黒板に映すものがないと、デジタル教育にはならないというのがあります。ですから、今指導室の方で考えているのは、教科書を入れても今度は使えなくなってしまうので、プロジェクターを少し増やす方向でいくのか、予算をこれからも活用していくにあたって、その計算をしながら各学校に推進をしていかなければいけないだろうと思っています。

【教育長（岡田）】 よろしいでしょうか。

【教育長（岡田）】 続きまして、社会教育課長お願いします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、机上に配付させていただきました、三井住友海上文化財団「地域住民のためのコンサート」開催について、ご説明をさせていただきます。

このコンサートにつきましては、青梅市民向けに三井住友海上文化財団と合同で「ときめくひととき 第886回地域住民のためのコンサート」を開催するものでございます。

対象者は市内小中学生を優先とした「招待制コンサート」として開催する予定でございます。

プロの生の演奏を直接見ることによって、市内の小中学生等の音楽活動や部活動のより一層の活性化を図ることを目的としています。

開催日程につきましては、令和2年12月20日(日)午後2時から開演予定でございます。

指導者につきましては、加藤訓子さんという方で、愛知県出身で米国在住の世界的パーカッションニストでございます。

対象者につきましては、(1)先ほどもお伝えいたしましたが、市内の小中学校に在籍し、ブラスバンドの部活動を行っている、または個人的に打楽器を習い音楽に興味がある児童・生徒でございます。なお、小学生から高校生につきましては、鑑賞が無料ということでございます。

(2)としまして、各小中学校の先生から推薦された卒業生で青梅市民の方としております。ただ、大学生以上の大人の方については、鑑賞を無料にできないため、当日入場料500円を徴収する予定でございます。

招待人数につきましては約60名を予定しております。

周知方法につきましては、現在、三井住友海上文化財団とチラシを作成中でございます。でき次第、各学校へチラシの配布等の募集で協力を要請したいと考えております。応募多数の場合は抽選となる予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長(岡田)】 会場はどこですか。

【社会教育課長(和田)】 会場につきましては、たまぐーセンターの多目的ホールを予定しております。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(大野)】 小中学生の参加者はどうやって決めるんですか。

【社会教育課長(和田)】 学校にはチラシを配布するんですが、その前に校長会で説明いたしまして、学校から推薦をしていただきます。推薦者が多い場合は抽選という形になってしまいますが、まずは学校から推薦していただくことを考えています。

【教育長(岡田)】 定員の2分の1で、打楽器だから、もうちょっと多くても平気ですね。今、たまぐーの定員は幾つでしたか。

【社会教育課長(和田)】 定員は271名ですが、今のコロナの影響で2メートルの間隔をあけるとなると、60人程度となる見込みです。

【委員(大野)】 これは吹奏楽が演奏して聴かせるのではなくて、パーカッションだけですか。

【社会教育課長(和田)】 はい、打楽器の演奏です。

【教育長(岡田)】 よろしいですか。

【教育長(岡田)】 次に、文化課長お願いします。

【文化課長(北村)】 吉川英治記念館の開館の状況についてご説明いたします。

吉川英治記念館は9月7日開館いたしました。また9月5日、6日には内覧会やプレイベントで多くの方にお越しいただきました。

昨日で開館して1カ月の10月6日までの入場者数の状況でございますが、1,287名の入館者となっております。そのうち大人が1,110名で、子どもが177名となっております。この子どもの中には未就学児も含まれております。そのほか、美術館との共通観覧券につきましても12件、年間パスポートについても7件の販売がございました。

また、現在、小学校6年生の移動教室が始まり、このたび、ジュニアガイドを教材として活用していただくために作成いたしました。現在、第三小学校と第六小学校のお子さん、引率の方を含めて167名の方にお越しいただいております。今月の末までに他の小学校の見学も予定されております。

吉川英治記念館については以上でございます。

また、先ほど榎本委員からもありました企画展の御城印についてお話をさせていただきます。こちらの企画展については、地元の手作り甲冑隊のご協力をいただきまして、会員の方がつくった御城印を、アンケートの回答者に対して1人1枚、お土産という形で配布させていただいたところがございます。8月下旬に、その御城印がインターネットオークションで出されていたため、対応を検討するため一時中断させていただいて、その後、転売禁止といった注意書きを明記し、再開をさせていただきました。ただ、1人1枚というところがなかなか守られていないということもあり、事務局へアンケートをお持ちいただいた際に1枚配布という形にするという対応に変更させていただいているところです。この御城印というのが、御朱印ブームということもあって、集めている方も多くなっております。都内でもそういったものを扱うところも少ないようで、ツイッター等でも話題になって、それを目当てにいらっしゃる方があるということは、こちらの方でも把握しているところです。説明は以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

【委員（稲葉）】 ちょっと余談ですが、8月に成木小学校の裏手にある「あまがさすの森」というところで、都内の社会科の先生方が集まって、森を活用して社会科の森林教育とか自然遊びなどのワークショップなどを行えるようにと思っていたんですけど、コロナの関係で成木小学校だけの行事になりました。区内の教育委員会、あるいは社会教育課、行政の方も参加されてのいろいろな会議をそれまでにしています。青梅は森林率63%ですので、そういう教育に活用できるような取り組みが、森林組合の〇〇さんなどを中心にされています。区内の先生方が熱心に通われているので、やはりそこでリードをとっている青梅市の教育委員会からどなたか一人参加していただけたらいいかなという思いです。元教育委員の手塚さんも出席されていますよね。ときどき参加しているんですけども。事務局の方からどなたか出ていただけるとうれしいなと思っています。

それから、暴力防止の活動で、私の所属しているNPOでCAPワークショップというのを

しているんですけど、川崎市の教育委員会の共生教育のところで呼んでいただいて、川崎市の小学校を二、三校ずっと回っています。このコロナの影響で、なかなか対面式の子どもの暴力防止のワークショップができなくて、今回大人向けでオンラインで発信させていただきました。そうすると、今まで参加できなかった保護者の方が参加していただけて、反応がとてもよかったです。子どもたちのいじめとか、虐待防止とか、子どもたちの人権をきちっと守るところ、自分で自分自身を守るというスキルを理解する親御さんの啓蒙にもなると思うので、そういうワークショップがオンラインで青梅方から発信できているということ、ちょっとお知らせしたいなと思いました。

以上、情報まで。

【教育長（岡田）】 今回の件はまた教育部長の方で少し調整をお願いしたいと思います。

【教育部長（浜中）】 わかりました。

【教育長（岡田）】 CAPでは、以前、友田小学校でやっていたか。

【委員（稲葉）】 そうです、友田小学校ですとやっていました。

【教育長（岡田）】 それをオンラインでということですね。それも調整をお願いします。ほかに事務局からございますか。よろしいですか。

【教育長（岡田）】 それでは、今後の日程についてお願いいたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、今後の日程について、資料にもとづきまして説明をさせていただきます。

10月14日（水）学校訪問を開催いたします。訪問校は吹上小学校、吹上中学校を予定しております。

10月16日（金）の学校訪問は、藤橋小学校、新町中学校を予定しております。

10月21日（水）の学校訪問は、今井小学校、第七中学校を予定しております。

10月23日（金）の学校訪問は、河辺小学校、霞台中学校を予定しております。

10月29日（木）には、東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会が、あきる野市五日市地域交流センターで開催される予定となっております。

10月30日（金）の学校訪問は、霞台小学校、泉中学校を予定しております。

裏面にいきまして、11月4日（水）の学校訪問は、新町小学校を予定しております。

11月5日（木）第8回教育委員会定例会を教育委員会会議室で開催する予定でございます。

同じく11月5日（木）教育委員会が終わった後になりますが、中学校長と教育委員との懇談会を、午後4時から教育委員会会議室で開催いたします。

11月10日（火）の学校訪問につきましては、若草小学校を予定しております。

説明は以上です。

日程第4 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 2時42分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員